

御影用水及び涌玉用水の管理に関する事務等の委託に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14及び15の規定により、御代田町（以下「甲」という。）が小諸市（以下「乙」という。）に御影用水及び涌玉用水の占用等に関する事務を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 甲は、御影用水及び涌玉用水本線における甲所有の用水路敷地（別紙図面の青塗部分）について、以下に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

(1) 御影用水及び涌玉用水の占用に伴う申請・許可等及び、占用料の徴収等に関する事務

(2) 御影用水及び涌玉用水施設の維持管理に関する事務

ただし、緊急事態の発生に伴い用水路の流れが阻害され、用水路周辺に損害を及ぼす可能性が高い状況下においては、甲も障害物の除去や止水排水作業などの対応にあたる。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費について、乙は甲に請求しないものとする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する料金の収入は、全て乙の収入とする。

(連絡会議)

第5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回以上の連絡会議を開くものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第6条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部が改正されたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は甲と乙が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例が、甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。